

第118回 淡路市議会定例会追加提出議案の概要説明書

1 条例制定 2件
 (1) 改正条例 2件

議案等番号	件名	所管課
議案第76号	<p>○ 淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号）及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年淡路市条例第7号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1 第1条の改正 12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ「100分の2.5」（定年前再任用短時間勤務職員「100分の2.5」）に引き上げ、給料月額を若年層に重点を置き、その他の職員も含め平均3.3%引き上げ、及び自動車等使用者の通勤手当を引き上げる。</p> <p>2 第2条の改正 第1条で引き上げた支給割合を令和8年度以後は、6月期と12月期が均等になるよう所要の措置を講じる。</p> <p>3 第3条の改正 上記1と同様に会計年度任用職員の給料月額及び報酬も引き上げる（通勤手当、12月期の期末手当及び勤勉手当並びに通勤に係る費用弁償は、上記1の改正規定を準用して引き上げる。）。ただし、日額又は時間で報酬を定める職員の令和7年4月から同年12月までに支給する給与及び費用弁償について、遡及適用しないとする特例措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日（第1条の給与の改正規定及び第3条の会計年度任用職員（一部を除く。）の給与の改正規定は、令和7年4月1日に遡及適用）。ただし、第2条の令和8年度以後の給与の改正規定については、令和8年4月1日からとする。</p>	総務課
議案第77号	<p>○ 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第46号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>議案第76号の改正に伴い、市長等の特別職の特別給の支給割合についても、同様に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条の改正 市長、副市長及び教育長の期末手当について、一般職に準じて、期末手当の支給割合を在職期間の区分に応じ、引き上げる。</p> <p>2 第2条の改正 第1条で引き上げた支給割合を令和8年度以後は、6月期と12月期が均等になるよう所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日（第1条の期末の改正規定は、令和7年12月1日に遡及適用）。ただし、第2条の令和8年度以後の期末の改正規定については、令和8年4月1日からとする。</p>	総務課

2 予 算 1件

(1) 補正予算 1件

議案等番号	件 名	所管課
議案第 78 号	<p>○ 令和7年度淡路市一般会計補正予算（第5号）</p> <p>補正額 1億1,400万円 補正後の予算額 405億1,140万円余（※） 繰越明許費補正 追加1件</p> <p>※ 令和7年度淡路市一般会計補正予算（第4号）の補正後の 予算額に今回の補正額を加えた額</p>	財政課